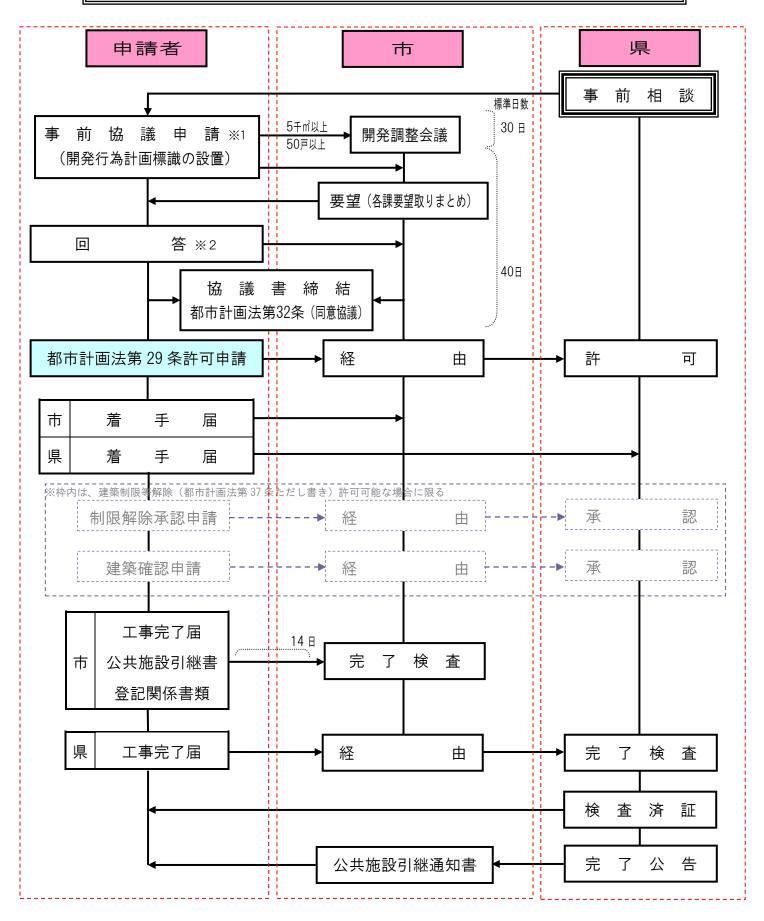
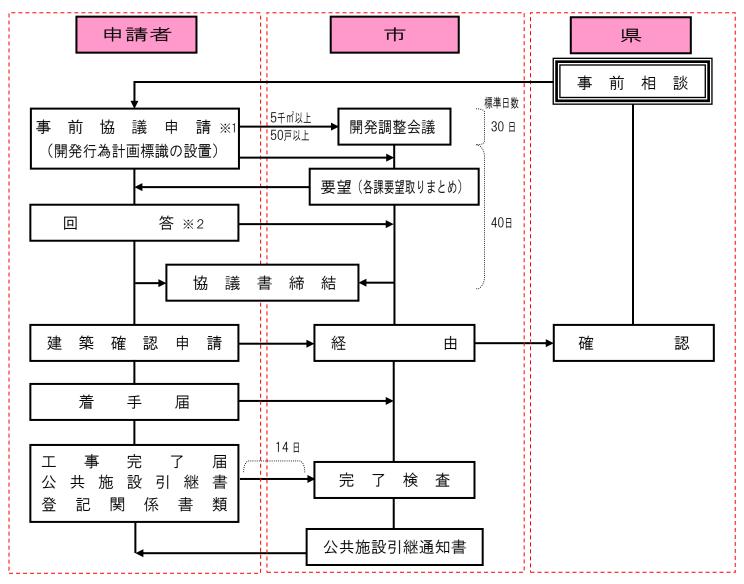
開発行為の手続きの流れ(都市計画法第29条に基づく開発許可が必要な場合)



- ※1 申請書類の押印は不要。ただし、協議書・登記関係書類には実印での押印が必要。
- ※2 回答については、必要書類等が全て提出されているものとする。

開発行為の手続きの流れ(都市計画法第29条に基づく開発許可が不要な場合)

一 綾瀬市開発行為に関する指導要綱に基づく協議 ―



- ※1 申請書類の押印は不要。ただし、協議書・登記関係書類には実印での押印が必要。
- ※2 回答については、必要書類等が全て提出されているものとする。

建築確認申請の手続きの流れ

